

電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

自己が作成する書類

帳簿・決算関係書類

電子帳簿等保存
(電帳法第4条第1項・第2項)

(電子的に保存する場合)
税務署長の承認が必要



コンピュータ作成
の帳簿に記帳

取引の相手方から受領する書類

請求書・領収書等

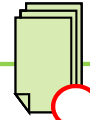
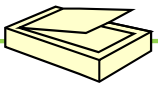
書面

スキャナ保存
(電帳法第4条第3項)

税務署長の承認が必要



スキャン



タイムスタンプ



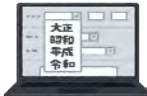
受領者
(保存義務者)

電子データ

電子取引に係るデータ保存
(電帳法第10条)

税務署長の承認は不要

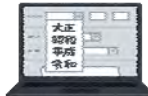
発行者
(取引相手)



電子請求書等



タイムスタンプ



受領者
(保存義務者)

I . Society5.0の実現

5. スマート公共サービス

(2)新たに講ずべき具体的施策

i)個人、法人による手続の自動化

③ 税・社会保険手続の電子化・自動化

・事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化等を実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、2019年度中に結論を得る。

ICT化の進展（データの適正性を担保する仕組み）

現行制度

電子的に受信した請求書等データの電子的な保存は、
①データの受領後遅滞なくタイムスタンプ(※)を付すこと、又は
②改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用すること が要件。
⇒ これらの要件を満たさない場合、別途、書面等に出力して保存することが必要。
※タイムスタンプ: 電子データがある時刻から改ざんされていないこと等を証明する仕組み。

(イメージ)

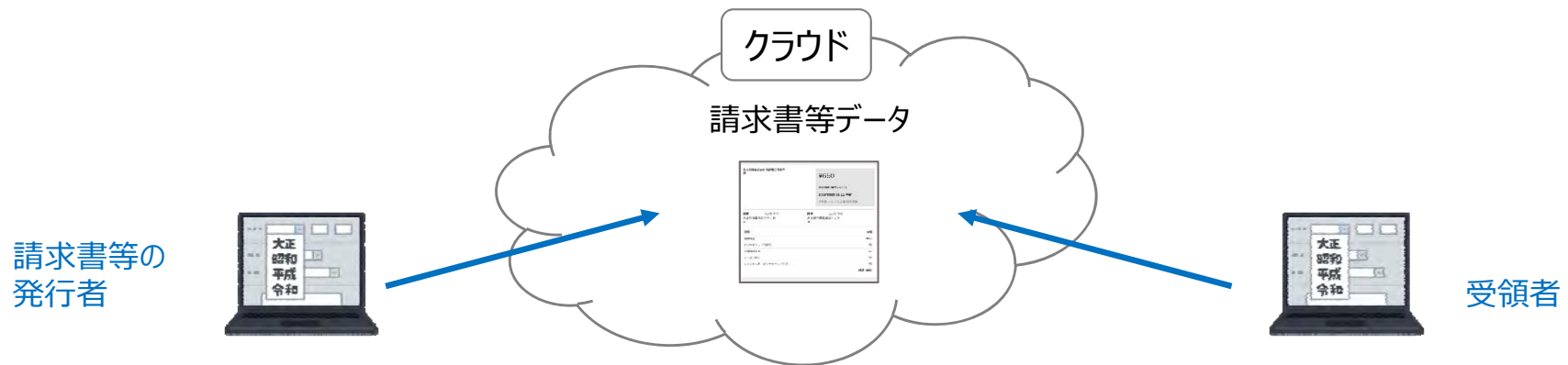


受領者側にてタイムスタンプを付与（発行者側でタイムスタンプを付している場合も必要）

(注)

- 紙で受領した請求書等のスキャン・データを保存する場合には、税務署長の承認を含む別の要件を満たす必要。
- 欧州では電子請求書等の発行者側法人が電子証明書(eシール)及びタイムスタンプを付す方式が利用されている。

現在提供されている電子請求書等の授受サービスの例



サービス提供業者が管理する、クラウド上の同一データを参照
⇒ 利用者（発行者、受領者）による改ざんは事実上不可能

(注)

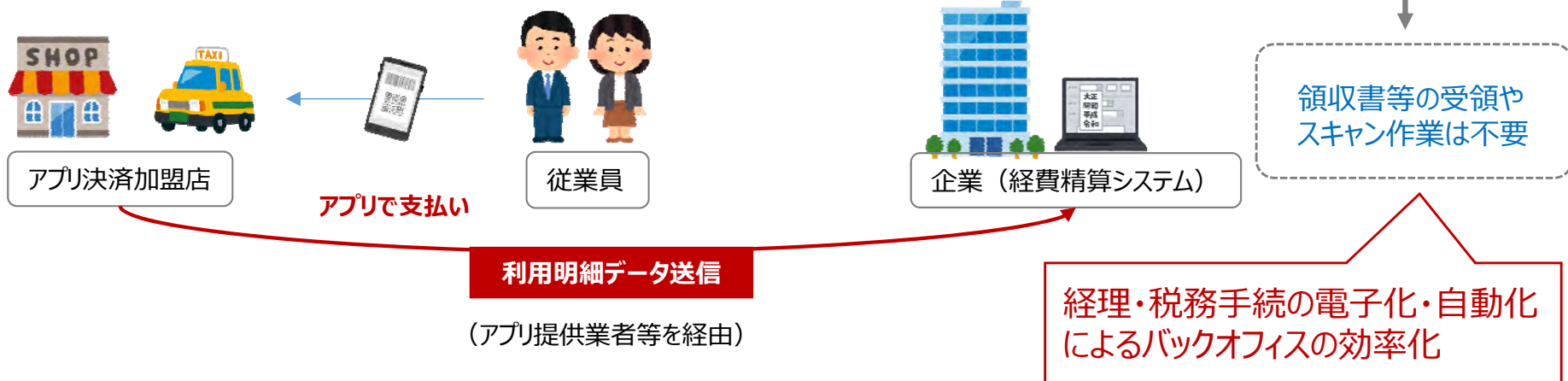
- 上記はあくまでサービスの一例。受領者側におけるデータの改変が可能なサービスもあり得るという点に留意が必要。

電子取引の推進（データの授受や活用方法の多様化への対応）

現状（書類ベースの経費精算）



電子データを活用した経費精算（例）



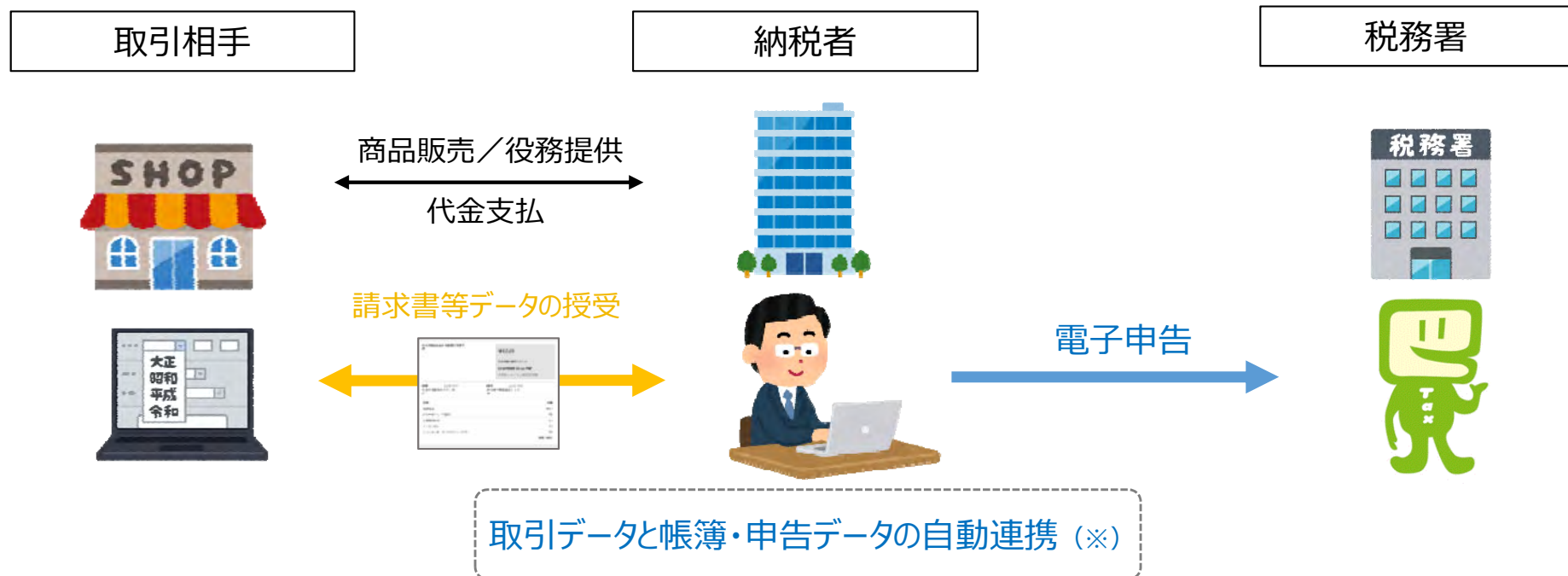
（参考）現行制度（「電子取引」の定義）

「取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。）の授受を電磁的方式により行う取引」をいう。（電子帳簿保存法2条6号）

⇒ 電子取引を行った場合、所定の方法（前頁「現行制度」参照）により、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する必要。

電子帳簿保存の推進（取引データと帳簿・申告データの連携）（イメージ）

- 取引に係る請求書等データの授受の普及・促進（データの適正性を確保できるシステムを利用）
- 請求書等データを活用した経理・税務手続の電子化・自動化
⇒ 帳簿に自動反映されたデータを申告書に自動反映し、電子申告を実施



事務負担の軽減（バックオフィスの効率化）
及び簡便かつ正確な経理・税務手続の実現

※ 勘定科目の区分や経費該当性の判断に関する正確性を期するため、会計業務等は従来通り必要となる点に留意。

キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳:平成30(2018)年度実績)



*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に行くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿
⇒ **令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度**を目指す



具体的な取組

利用勧奨、広報・周知

- ・官民連携による周知強化
- ・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ(注)

既存の納付手段の改善

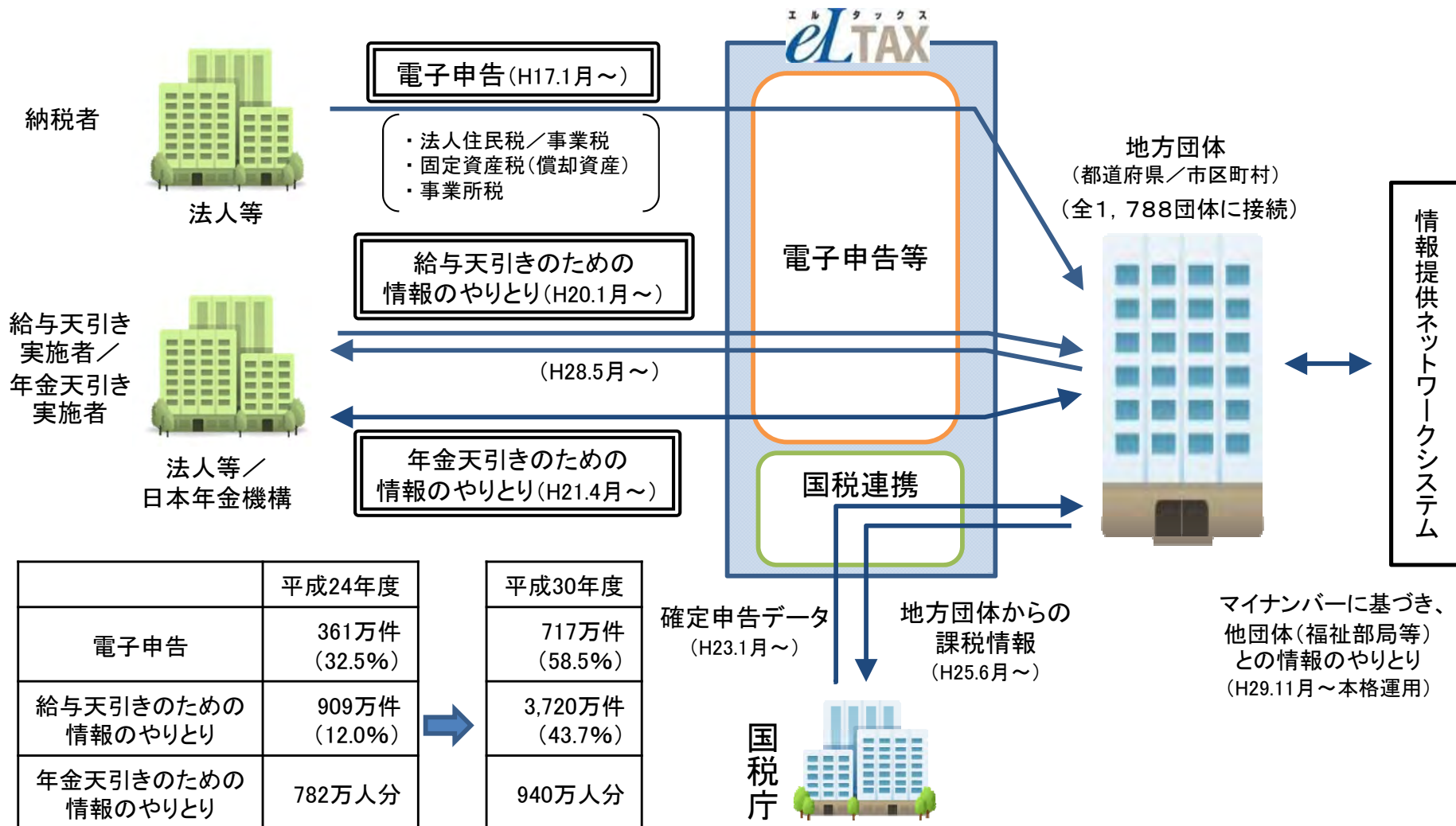
- ・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

新たな納付手段の提供(多様化)

- (技術動向の今後の動向を見据えた)
- ・新たな決済手段の活用

(注) 地方税共通納税システムが導入予定(令和元(2019)年10月～)。

- eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
- ※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営
- 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

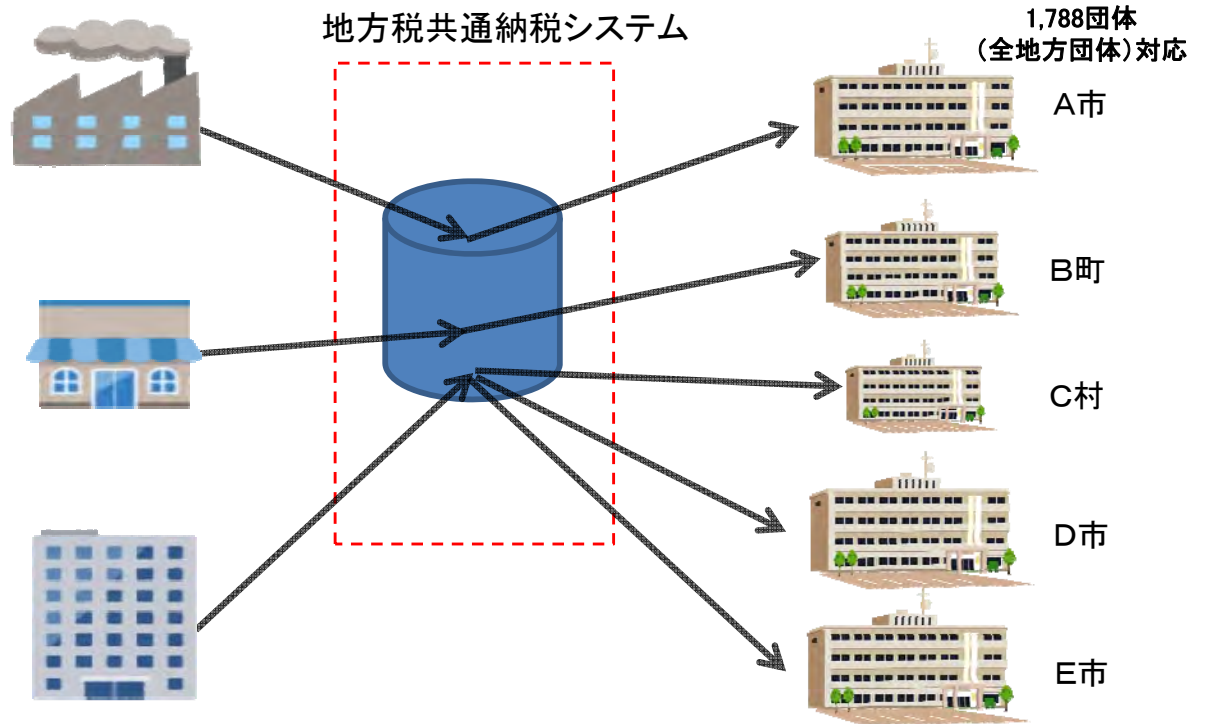
■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,183万人

※支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件



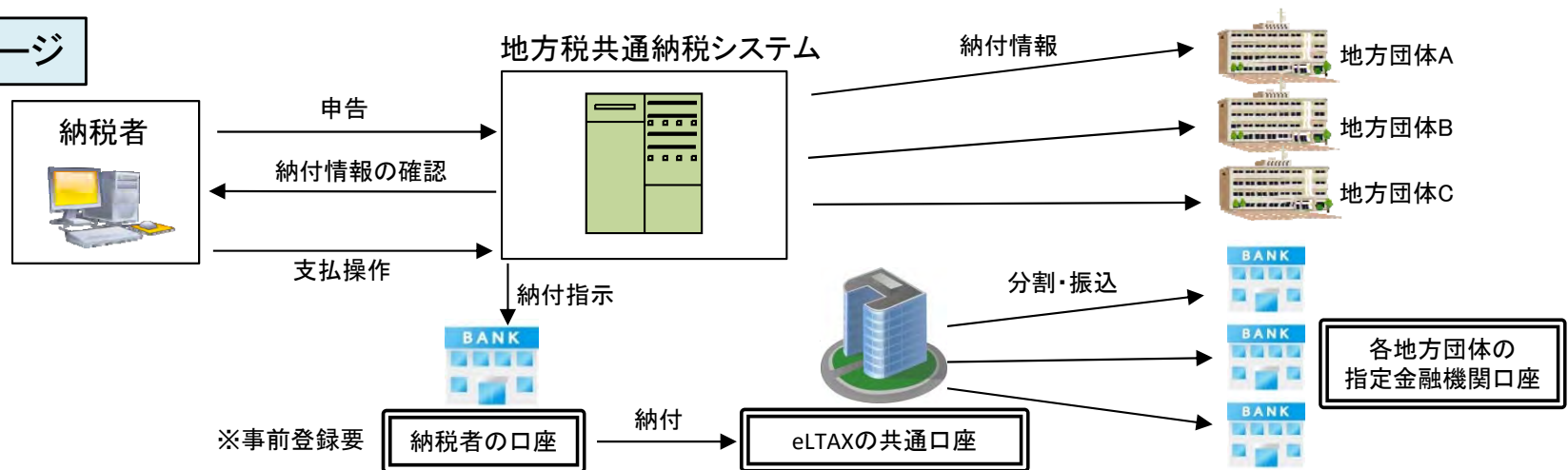
※ eLTAX（地方税のポータルシステム）が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定。

主な導入メリット

<p>納税者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象税目について、令和元年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。 複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。 ダイレクト納付※についても、対応。(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待) ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能に。 <p>※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式</p>
<p>地方団体及び指定金融機関・収納代理金融機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

ダイレクト納付のイメージ



- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。
 - ※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

＜平成29年度における収納手段の状況＞

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー(MPN)
都道府県	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。